解散公告

当社は、平成二十八年十月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月八日

島根県松江市上乃木九丁目二五番三号

旭糧菓株式会社

代表清算人　近藤　博司

解散公告

当社は、平成二十八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

山口県山口市滝町一番一号

株式会社ユニオントラベル山口

代表清算人　阿川　仁海

解散公告

当社は、平成二十八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

高知県宿毛市小筑紫町小筑紫四九四番地三

幡多土建株式会社

代表清算人　稲野　皖久

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

熊本県熊本市東区江津二丁目五番二二号

本山経営経理有限会社

清算人　前田　洋子

解散公告

当法人は、平成二十八年九月二十日開催の社員総会の決議により、同年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

大分市大字小野鶴一八三番地の二

特定非営利活動法人再生可能エネルギー発電研究会

清算人　林　正基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

沖縄県那覇市真嘉比三丁目六番一号二階

株式会社希望

代表清算人　當間　榮一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月十一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

山形県西村山郡大江町大字小清九八番地

小清生産森林組合

清算人　佐竹　大

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

東京都小笠原村母島字大谷

農事組合法人フルーツランド海原

清算人　宮川　太

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年十月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月八日

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号

学研企業年金基金

清算人　成澤　孝幸

配当公告

広島県福山市新涯町三丁目三一番二八号

破産者　株式会社クリスタルフインテック

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十七年（フ）第三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一五一、一四二、八九八円

一、配当することのできる金額

金七四、四三二、一四七円

平成二十八年十一月八日

広島県福山市若松町一〇番七号若松ビル五〇二号　破産管財人　弁護士　神原　宏尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区本町通一丁目二〇番地、最後の住所北海道恵庭市駒場町二丁目二番一六号　被相続人　亡　池田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月八日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大崎　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市岩出山下野目字小泉一三三番地二、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　大場　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月八日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六旭開発ビル二〇五　エール法律事務所

相続財産管理人　弁護士　舘脇　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市あら町二四五六番地、最後の住所山形県長井市あら町六番四一号　被相続人　亡　寺嶋　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月八日

山形市旅篭町二丁目一番四号　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡鮭川村大字庭月三〇八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　弘嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月八日

山形市宮町五丁目一二番二一号　伊藤三之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　三之

第９期決算公告

平成28年11月8日

東京都新宿区西新宿４丁目32番４号

株式会社シルバーライフ

代表取締役　清水　貴久

貸借対照表の要旨（平成28年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,068,941
	固定資産	600,767
	資産合計	1,669,708
負債及び純資産の部	流動負債	604,793
	固定負債	234,230
	株主資本	830,684
	資本金	10,495
	資本剰余金	495
	利益剰余金	819,694
	その他利益剰余金	819,694
	（うち当期純利益）	(301,268)
	負債・純資産合計	1,669,708